

# 美園小学校区 第3期わがまち推進計画



第3期（令和5年4月～令和11年3月）

美園小学校区まちづくり協議会  
（令和5年1月策定）



# わがまち推進計画

## 目次

1, 計画策定の趣旨	1
2, 計画の位置づけ	1
(1) 策定経緯・目的	
(2) 策定の体制	
3, 美園小学校校区の概要	2
4, 美園小学校校区の現状と課題	3
(1) 美園小学校校区の特性	
(2) アンケート結果	5
5, 美園小学校校区まちづくりの目標	6
(1) 安心安全な住みたくなるまち美園	
(2) 子供の未来が輝かしいまち美園	
(3) 絆が深まる地域活動に参加したくなるまち美園	
6, 美園小学校校区まちづくりの指針	12
(1) 基本方針	
(2) 組織体制	
(3) 推進体制	

### 参考資料

規約	14
----	----

## 1、計画策定の趣旨

このわがまち推進計画は、「八尾市第5次総合計画」に基づき、将来の地域像「みんなの笑顔があふれる美しいまち美園！」の実現のため策定するものである。

## 2、計画の位置づけ

### (1) 策定経緯・目的

私達が暮らす地域社会は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、世帯構造の変化、そして身近なところでは、町会役員の担い手不足や地域活動に関心を持たない、関心はあっても事情があり参加できないなど、地域のつながり・絆の希薄化などの地域課題があります。

このことは美園小学校区でも同様であり、地域活動への参加者の減少や高齢者の孤独、孤立化の防止、子どもたちの居場所づくり、あるいは地域の防犯・防災の取り組みなど様々な課題を抱えています。

そしてこれらの課題を解決するには、私達地域の住民が、私達のまちを改めて見つめ、まちの課題について考え、行動し、必要に応じて行政等と協議を図りながら課題を解決していくことが必要であると考えます。

また、八尾市においても、第5次総合計画において、身近なまちづくりを進めて行くにあたり、地域分権という手法を取り入れながら、地域の想いを実現しやすいまちづくりを推進しています。

美園小学校区としても、市の推進する地域分権に基づき、平成22年、地区福祉委員会が中心となり立ち上げた、美園小学校区まちづくり協議会設立準備会を経て、平成25年10月に美園小学校区まちづくり協議会を設立しました。

美園小学校区における様々な課題を、地域住民の参画と協働により、地域の特色を生かしながら課題の解決を図り、住みやすいまちにしていくため、「美園小学校区まちづくり協議会」が主体となって、平成27年度までを第1期、平成28年からは第2期「わがまち推進計画」を策定し、その計画に沿って、地域住民のふれあいを深めるための世代間交流イベントや、地域の防犯・防災の活動を行い、地域で住民同士が支え合うこと

により、よりよいまちづくりを目指し取り組んでまいりました。

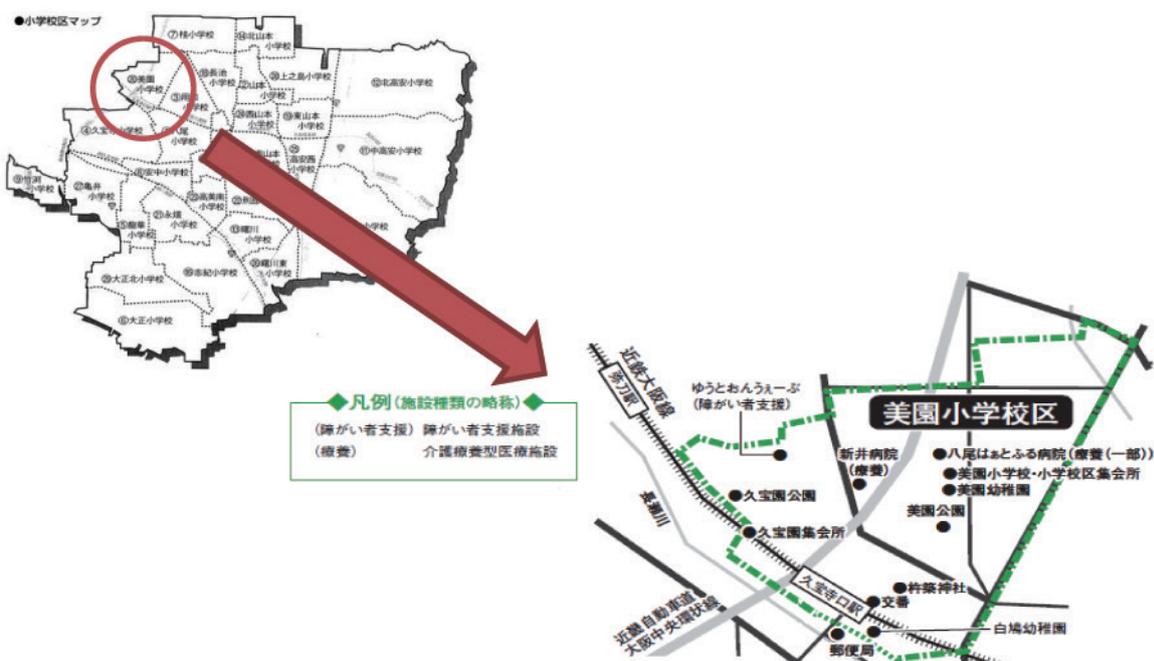
第2期を終了するに当たり、アンケートを行い、10代から80代までの多世代の皆様からお聞きした意見を基に、第2期わがまち推進計画の目標を基に第3期わがまち推進計画を策定し、美園小学校区を住みよいまちにしていくため、事業の改良や、新たな事業等「美園小学校区まちづくり協議会」が主体となって、計画に沿った取り組みを進めていきます。

## (2) 策定の体制

わがまち推進計画は、美園小学校区まちづくり協議会の役員が中心となって八尾市のまちづくり支援スタッフ並びに地域担当者の支援を得て策定する。

## 3、美園小学校区の概要

美園小学校区は、八尾市の北西部に位置し、北側と西側は東大阪市と接しています。校区の中央部を府道大阪中央環状線と近畿自動車道が南北に縦断し、南側には近鉄大阪線の高架が東西に走っています。そして、地域の南西部は近鉄大阪線「久宝寺口駅」を基点とした住宅開発による住宅地が広がり、地域の北部には、製造業等の事業所が数多く立地している地域です。



美園小学校区の最寄り駅は、近鉄大阪線久宝寺口駅です。自動車交通の面では、南北に府道大阪中央環状線とその上を高速道路近畿自動車道（高架道）が走っています。この2つの道路は大阪府の南北交通の大動脈となっており、交通の利便性は高いと言えますが、美園小学校区にとっては校区を二分する道路ともなっています。



近鉄久宝寺口駅



中央環状線府道佐堂交差点付近

#### 4、美園小学校区の現状と課題

##### (1) 美園小学校区の特徴

###### ア、人口と世帯数推移のデータ

	H20年	H24年	H27年	R4年
0～4歳	467	406	297	276
5～14歳	970	1,012	934	676
15～64歳	5,548	5,346	5,138	5,324
65歳以上	1,651	1,801	2,056	2,087
計	8,639	8,565	8,565	8,363
世帯数	3,649	3,754	3,755	4,098

令和4年の美園小学校区の人口は8,381人で、平成27年に比べると若干の人口減となっていますが、世帯数は4,098世帯で増加であります。65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は25%と、八尾市平均に比べて約3,7ポイント低くなっていますが、65歳以上の高齢者の数は、平成20年に比べると436人、1.3倍の増加を示し、高齢化率では19,1%から25%と5,9ポイント増加しており、美園小学校区においても国や八尾市と同様に高齢化率が進んでいます。

14歳以下の人口は、平成20年から平成24年にかけては19人の現象となっていますが、平成27年から令和4年にかけては279人の減少に転じています。年少人口が占める割合は、平成20年、16.6%でその後、減少の一途をたどり、令和4年には14.6%と減少しています

15歳～64歳の生産年齢人口は、平成20年から平成24年にかけては、202人減少していますが、平成27年から令和4年にかけては31の増加に転じています。

生産年齢人口が占める割合で見ると、平成20年の64,2%から令和4年の63.6%へと、0,6ポイントの減少となっています。

#### イ、美園小学校の児童数

美園小学校児童数			
平成20年	平成24年	平成27年	令和4年
616人	558人	540人	360人

美園小学校の児童数は、平成20年以降減少の一途をたどる傾向となっています。

#### ウ、八尾市統計から見た美園小学校区のデータ

項目	単位	八尾市	美園小学校区
世帯数	(世帯)	126,596	4,062
人口	(人)	262,875	8,381

面積	(ha)	41.72	1.02
人口密度	(人/k m <sup>2</sup> )	6,374	8,257
高齢者数	(人)	74,570	2,087
高齢化率	(%)	28.4	25.0
小学校児童数	(人)	12,755	360
中学校生徒数	(人)	6,309	500 (含、久宝寺小区)
14才以下人口率	(%)	8.3	11.3
事業所数	(所)	14,139	421
公園面積 注；1	(ha)	74.4	1.27
1人あたりの公園面積	(m <sup>2</sup> )	2.79	1.47
下水道普及率	(%)	94.9	100.0

注)；1 久宝寺緑地は公園面積に含んでいません。

## (2) アンケート結果

第2期わがまち推進計画の評価について、校区内住民を対象にリモートによりアンケート調査を実施しましたところ、10代から80代までの多世代に亘り回答を得ました

実施時期 令和4年9月

◎ まちづくり協議会への関心度について

項目	関心がある	まあまあ関心がある	関心がない	わからない
比率	48.8%	36.0%	5.9%	9.3%

◎ まちづくり協議会の目標に対する評価

- 目標1 安心・安全笑顔が多く住みたくなるまち美園
- 目標2 子どもの未来が輝くまち美園
- 目標3 絆が深まる地域活動に参加したくなるまち美園
- 目標4 高齢者・障がい者に思いやりのあるまち美園
- 目標5 美しい環境を意識した歩きたくなるまち美園

目標に対する評価は、すべての目標につき好評かを得て、今後さらに発展継続してほしいとの意見でした。

5、美園小学校区まちづくりの目標

みんなの笑顔があふれる  
美しいまち美園！

アンケートでは、まあまあ評価するも含めると、約9割の評価を頂きました。

美園小学校区まちづくり協議会では、アンケート結果を基に、第1期わがまち推進計画の目標を継続しての美園小学校区のまちづくりを進めていきます。

# 1, 安心・安全・笑顔が多く住みたくなるまち美園!

## (1)、災害に強いまちづくりの推進

### ア、地区防災計画に基づいた防災活動の実施

- ・ 災害時要配慮者対応を考慮した防災活動

自治振興委員会、民生・児童委員会等各種団体との協働

- ・ 女性防災リーダーを中心とした防災活動
- ・ 災害用備品及び備蓄食の整備

### イ、防災訓練の実施

- ・ 学校と連携した防災訓練



- ・ 防災リーダーのスキルアップ研修・訓練



## (2)、犯罪のないまちづくりの推進

### 防犯活動の実施

- ・ 防犯パトロール

犯罪防止特に連続発生の恐れある犯罪発生時におけるパトロール



・防犯啓発活動

講演会

啓発チラシの配布

(3)、交通事故のないまちづくりの推進

ア、自転車事故の防止

自転車安全教室を開催し、自転車の交通ルールの修得を推進します。



イ、高齢者の事故防止

高齢者に関係したあらゆる機会を通じて、交通安全啓発活動、交通安全教室等の交通安全活動を推進します。

2、子どもの未来が輝くまち美園！

(1)、子どもの見守り活動の推進

ア、登下校時の見守り活動の推進

P T A、更生保護女性会、その他有志による登下校時の見守り声かけ活動を実施し登下校時の子どもたちの安全を図ります。



## (イ) 声かけ活動の推進

登下校時児童と出会ったら、「おはよう、いってらっしゃい」「お帰り」等地域の皆が声をかけ、子どもたちを見守ります。



## (2)、健全育成活動の推進

### ア、ソフトボール・ダンス等スポーツ活動



### イ、校庭キャンプ

夏休みにおける子どもの健全育成と子どもたちのコミュニケーションを図るため美園地区青少年育成会が中心となって、校庭キャンプの実施



### ウ、夏、冬休み子ども教室の開催



### エ、校外体験学習の開催



## 3、絆が深まる地域活動地域活動に参加したくなるまち美園！

### (1) 地域が一つになる活動の推進

#### ア、市民スポーツ祭



### (2)、住民が参加し交流を図る活動の推進

#### ア、ふれあい祭り



## イ、河内木綿栽培



## ウ、地区対抗グラウンドゴルフ大会

### (3)、高齢者・生活弱者との交流活動

#### ア、グラウンドゴルフ

- ・三世代グラウンドゴルフ、
- ・高齢クラブグラウンドゴルフ



## イ、一人暮らし高齢者の集い（カトレア会）



## ウ、敬老会



## エ、一人暮らしと寝たきり高齢者宅訪問活動

民生児童委員、高齢クラブによる友愛訪問

## オ、地域一斉清掃及び公園等公共場所乗せ移送活動



## カ、健康促進事業の推進

- ・健康講座、健康体操の開催等により健康寿命の延伸を目指します。



## キ、ふれあい喫茶



## 6、美園小学校区まちづくりの活動指針

### (1) 基本方針

美園小学校区では、「校区内における様々な課題を、住民のお力を結集して、地域の特色を生かし、様々な分野においてお互いに知恵を出し合い解決を図ることを基本的な考え」として、各団体と協力連携し美園小学校区の皆が共通の目的を持ってまちづくりをするために、美園小学校区まちづくり協議会が次の活動方針にしたがってまちづくりを進めていきます。

## 活動方針

- ① 地域の課題解決のために、一人一人の力を結集し、まちづくりを進めていきます。
- ② 地域住民に対して周知し、開かれた運営を行います。

### (2) 推進体制



## 美園小学校区まちづくり協議会規約

(平成24年10月13日施行)

最近改正平成30年4月19日)

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、美園小学校区まちづくり協議会(以下「本会」という。)と称する。

(対象区域)

第2条 本会の対象区域は、美園小学校区とする。

(目的)

第3条 本会は、美園小学校区の「まちづくりの目標」を定めた「美園小学校区わがまち推進計画」(以下「わがまち推進計画」という。)の実現をめざして、八尾市との協働のもとに、地域住民が一体となって、地域の課題解決を図り、「住みよいまちづくり」を実践することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、わがまち推進計画に基づき次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等に関すること。
- (2) わがまち推進計画の作成及び実施、進捗状況の評価に関すること。
- (3) 地域住民の健康及び福利厚生に関すること。
- (4) 住生活環境の美化等整備に関すること。
- (5) 防災活動に関すること。
- (6) 防犯活動に関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 地域住民の生活支援に関すること。
- (9) 地域の文化伝承に関すること。
- (10) 本会の備品管理に関すること。
- (11) その他、地域における課題解決やまちづくりの推進に関して、必要な事業に関すること。

2 本会は、活動にあたって、営利活動や特定の宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業は行わない。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。

## 第2章 組織及び役員

(組織)

第6条 本会は、別表1に定める団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 本会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計監査 2名

2 役員は、委員の中から、総会において選任する。

3 会計監査は、本会において、他の役員を兼ねることはできない。

4 総会に附議し、本会に相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を担当する。
- (4) 書記は、本会の書記を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。但し、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第10条 本会は、専門的な事項について活動を行う別表2に掲げる部会を設置する。

2 新たな部会の設置は、総会に諮りその議決によるものとする。

(自主防災組織)

第10条の2

本会の下部組織として、美園地区自主防災組織を置き、美園小学校区における防災活動を推進する。

美園地区自主防災組織は、本会の会長の下に構成する。

### 第3章 会議

#### (総会)

- 第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、構成団体の代表者及び会長が指名する者（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 2 前項の規定により、会長が委員を指名する場合は、総会の承認を得るものとする。
  - 3 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
    - (1) 事業計画及び予算に関する事項
    - (2) 事業報告及び決算に関する事項
    - (3) わがまち推進計画の作成、変更に関する事項
    - (4) 本会の組織、構成団体、委員に関する事項
    - (5) 役員の選任に関する事項
    - (6) 規約の改廃に関する事項
    - (7) その他、本会の運営に関する重要な事項等会務に必要な事項
  - 4 総会は、会長が招集し、会長が議長を担う。
  - 5 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の過半数の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

#### (総会の議事録)

- 第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 委員の現在数と出席者数（書面表決者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において議長が指名した議事録署名人2人が署名押印するものとする。

#### (議事録の公開)

- 第13条 地域住民は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。
- 2 総会の議事要旨は、公開するものとする。

#### (役員会)

- 第14条 役員会は第7条で定める役員（但し、会計監査を除く。）をもって構成する。必要に応じて役員以外の委員の出席を求めることができる。
- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
  - 3 役員会は次の事項を評議決定する。
    - (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
    - (2) 事業報告及び決算に関する事項
    - (3) 評議決定した事項を地域住民に周知する事項

#### (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

##### (会議の開催)

第15条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めたときに開催する。但し、構成員の過半数の請求があった場合は、会長は速やかに会議を開催しなければならない。

##### (会議の運営)

第16条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、書面をもって表決することができる。この場合において、定足数及び議決の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

### 第4章 事業計画及び予算

##### (事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

##### (事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び決算は、役員会が作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後、総会の承認を得なければならない。

### 第5章 会計

##### (経費)

第19条 本会の経費は、包括交付金、補助金、委託料、助成金、寄附金その他の収入をもって充てる。

##### (会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### (監査と報告)

第21条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会にて報告する。

##### (会計及び資産帳簿の備え付け及び公開)

第22条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を備える。

2 地域住民は、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を、会長に請求することができる。但し、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

3 八尾市からの包括交付金等にかかる実績報告、収支報告等については、公開するものとする。

## 第6章 その他

(規約の変更)

第23条 当規約は、総会の議決を経なければ、変更することはできない。

(会長への委任)

第24条 当規約の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 当規約は、平成24年10月13日からこれを施行する。

(準備会)

2 美園小学校区まちづくり協議会設立準備会は、平成24年10月13日をもって閉会し、その全てを本会に継承する。

1 規約第10条の2は規約改正日和これを施行する。

別表 1

団 体 名
自治振興委員会
民生委員児童委員協議会
高齢クラブ連合会
保護司会
更生保護女性会
青少年育成連絡協議会
八尾市赤十字奉仕団婦人部

別表 2

部 会 名	組 織 及 び 所 掌 事 務
総務部会	自治振興委員会 防災、防犯事業及び住環境整備事業に関する事 務。
民生児童部会	民生委員児童委員協議会 住民支援、子育て支援等事業に関する事 務。
更生保護部会	保護司会及び更生保護女性会 更生支援事業に関する事 務。
青少年部会	青少年育成連絡協議会 青少年の健全育成事業に関する事 務。
高齢部会	高齢クラブ連合会 高齢者の福利厚生等の事業及び環境美 化事業に関する事 務。
保健部会	八尾市赤十字奉仕団婦人部 保健衛生事業に関する事 務。



## 美園小学校区 第3期わがまち推進計画

策定・発行  
美園小学校区まちづくり協議会



美園小学校区  
まちづくり協議会  
ホームページ